

セミナー開催の報告

「変革が進む資産運用業界:オルタナティブ投資への対応—コンプライアンス・内部監査の観点から—」

はじめに

PwC Japan 有限責任監査法人および PwC 弁護士法人は 2026 年 1 月 22 日(木)、東京大手町にて「変革が進む資産運用業界:オルタナティブ投資への対応—コンプライアンス・内部監査の観点から—」と題するセミナーを開催しました。

当日は、資産運用会社においてコンプライアンス業務や内部監査に関わるの方々を中心にご参加いただき、好評のうちに閉会することができました。お忙しいところご出席いただきました皆さまに御礼を申し上げます。

ここでは、セミナーの目的と内容について簡単にご報告します。

セミナーの目的

2023 年 12 月に政府から「資産運用立国実現プラン(以下、「実現プラン」)」が公表され、資産運用業界に関連する課題とそれに対する諸施策が示されました。これにより、スタートアップへの成長資金の供給や運用対象の多様化の実現を目的として、一般社団法人投資信託協会の自主規制ルールなどを改正し、投資信託から未上場株式への組み入れ(原則として純資産総額の 15%を上限)や、オルタナティブ投資を行う公募のファンド・オブ・ファンズの組成が可能になりました。また、プロ投資家を対象に非上場有価証券の仲介業務の参入要件を緩和するため、2024 年 5 月に金融商品取引法などの一部改正が行われ、非上場有価証券特例仲介等業務が新設されました。

一方で、2024 年 7 月には市場制度ワーキンググループから公表された報告書における提言を受けて、顧客本位の業務運営の原則に、プロダクトガバナンスに関する補充原則が追加されました。2017 年に当該原則が公表されて以降現在に至るまで、金融事業者による顧客の最善の利益に適う金融商品の提供については課題が多いと当局は認識していると考えられます。

成長資金の供給や運用対象の多様化など資産運用業界の変革が進む今、資産運用業界のコンプライアンス業務および内部監査の担当部門では、新しい投資対象のリスクや商品特性、それらに適したストラクチャーへの理解を深めることが重要です。さらに、こうした既存のビジネスモデルおよび新しく創設された制度やその活用方法を正しく理解することは、最終的には投資家や顧客を第一に考えたビジネスモデルを構築することにつながると考えます。こうした背景を踏まえ、私たちは「変革が進む資産運用業界:オルタナティブ投資への対応—コンプライアンス・内部監査の観点から—」と題するセミナーを開催しました。

セミナーの内容

当日のセミナーの前半第1部では「投資対象の多様化とプロダクトガバナンス」と題し、オルタナティブ資産の商品特性やリスクなどを熟知した専門家がパネルディスカッションに登壇しました。後半第2部は「オルタナティブ投資の日本における展開および最新の動向」をテーマに、オルタナティブ資産を日本のマーケットに展開するストラクチャーを整理した上で、上述の非上場有価証券特例仲介等業務について法律の専門家とともにパネル形式で議論しました。

プログラム	登壇者
開会の挨拶	PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 辻田 大
第1部 投資対象の多様化とプロダクトガバナンス	スピーカー： PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 奈良 将太郎 PwC Japan 有限責任監査法人 ディレクター 秋山 潤一郎 モデレーター： PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 久保 直毅
第2部 オルタナティブ投資の日本における展開および最新の動向	スピーカー： PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 榎原 康太 PwC 弁護士法人 パートナー 日比 慎 モデレーター： PwC Japan 有限責任監査法人 シニアマネージャー 溝口 健太

第1部では、まず、従来からファンド組成で用いられた投資信託以外のファンドビークル(特に投資事業有限責任組合と受益証券発行信託)の概要を説明しました。次に、多様化する投資対象のうち、未上場株式および暗号資産を中心に、ファンド組成にあたっての留意事項を解説しました。さらに、プロダクトガバナンスの観点からの留意事項として、投資対象、ファンド、運用会社および投資家にとって何がよいか全体最適の上でファンドを組成することが重要であることが示されました。

第2部では、日本においてオルタナティブ資産やオルタナティブ・ファンドに投資家がアプローチする方法として、主に営業を目的としたアプローチと運用を目的としたアプローチがあり、それぞれのアプローチのメリットやデメリットが紹介されました。次に、それらのアプローチや各ファンドビークルと関連する金融商品取引業および届出について法的な観点から解説を行いました。その後、非上場有価証券特例仲介等業務に焦点を当て、制度の導入背景、概要、登録要件について解説を行い、実際に当該業務を開始するにあたって必要な態勢整備および業務開始後に留意すべき事項について議論を行いました。

おわりに

投資対象の多様化が進み、今回取り上げた未上場株式や、暗号資産以外のオルタナティブ資産が投資対象となり得る可能性があります。資産運用会社が新たな投資対象を商品化するにあたっては、その商品特性やリスクなどを正しく識別した上で商品を組成し、検討を行うために必要なプロダクトガバナンス態勢を構築する必要があります。また、商品組成にあたっては、顧客の最善の利益に資するようなビジネスモデルを資産運用会社が選択、構築することも今以上に求められると考えられます。

PwC Japan 有限責任監査法人は、幅広い顧客基盤や資産運用業界におけるさまざまな取り組みから、業界や法規制の最新動向を把握し、資産運用業界におけるベストプラクティスを積み上げ、これらを継続して資産運用業界に携わっている方々と共有しています。また、PwC Japan グループにはさまざまな専門的知識を有するプロフェッショナルが在籍しており、互いに協働し、コンプライアンス、リスク管理および内部監査に関するサポートの実績を有しています。こうした実績に基づき、今後も引き続き資産運用会社への多様な角度からの情報発信およびサポートを通じて、資産運用業界の発展に貢献してまいります。

内容にご質問などございましたら、以下のお問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC Japan 有限責任監査法人
金融事業部 資産運用グループ
シニアマネージャー 溝口 健太

PwC Japan 有限責任監査法人
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
お問い合わせ: <https://www.pwc.com/jp/ja/ja-contact.html>

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC Japan 有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。© 2026 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.